

第14条中「部長」を「部長等」に改める。

北海道知事 高 橋 はるみ

第15条中「前2条」を「第13条から前条まで」に改める。 第75条を次のように改める。 （歳入の徴収又は収納の事務の委託の承認） 第75条 部局長である歳入徴収者は、次に掲げる場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。 （1） 政令第158条第1項の規定により私人に歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとするとき。 （2） 政令第158条の2第1項の規定により次条各号に定める基準を満たしている者に道税の収納の事務を委託しようとするとき。 第75条の次に次の1条を加える。 （道税の収納の事務を委託する場合の基準） 第75条の2 政令第158条の2第1項の規則で定める基準は、次のとおりとする。 （1） 委託する事務又はこれに類する事務について相当の知識及び経験を有していること。 （2） 委託する事務を適切かつ確実に遂行するに足る事業規模を有し、かつ、経営状況が健全であること。 （3） 収納した道税について、その収納状況を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によって正確に記録し、電子情報処理組織（歳入徴収者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この号及び第6章において同じ。）と道税の収納の事務の委託を受けた者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して、遅滞なく歳入徴収者に必要な報告をすることができる技術的な基礎を有していること。 （4） 収納した道税を遅滞なく指定金融機関等に払い込むことができる体制を有していること。 第145条第1項第7号中「もの」を「電子情報処理組織」に改める。 第357条を次のように改める。 （委託に係る歳入の徴収若しくは収納の事務又は支出事務の検査） 第357条 前条の規定は、次に掲げる検査について準用する。 （1） 政令第158条第4項（政令第165条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による歳入の徴収若しくは収納の事務を委託した私人又は支出事務を委託した私人に対する検査 （2） 政令第158条の2第3項の規定による道税の収納の事務の委託を受けた者に対する検査 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	<table><tr><th colspan="2">訓 令</th></tr><tr><td colspan="2"> 北海道訓令第16号 本 庁 出 先 機 関 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令 北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。 第4条第4項を次のように改める。 4 副本部長は、本部長を補佐し、上司の命を受け、本部の事務を掌理する。 第7条中「課長」を「部次長及び局長」に改め、同条に次の1項を加える。 2 北海道事務決裁規程第4条の規定に基づく課長の行う専決に関しては、本部においては、副本部長が行う。 第8条に次の1項を加える。 3 副本部長の事務の代決については、副本部長の指定する職員が行う。 附 則 この訓令は、平成18年7月7日から施行する。 </td></tr><tr><th colspan="2">告 示</th></tr><tr><td colspan="2"> 北海道告示第596号 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>図書類の種別</th><th>図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等</th><th>図 書 類 の 名 称</th><th>発行所、制作所、受審会社等</th></tr><tr><td>雑 誌</td><td>09671-07</td><td>スペシャル アヤ</td><td>2006年7月1日発行 宙 出 版</td></tr><tr><td>同</td><td>08513-07</td><td>[月刊] メルフレボンパー</td><td>07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ</td></tr><tr><td>同</td><td>17885-07</td><td>ブブカ 7月号</td><td>2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン</td></tr><tr><td>同</td><td>05463-07</td><td>すっぴん Suppin EVOLUTION</td><td>7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社</td></tr></table></td></tr></table>	訓 令		北海道訓令第16号 本 庁 出 先 機 関 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令 北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。 第4条第4項を次のように改める。 4 副本部長は、本部長を補佐し、上司の命を受け、本部の事務を掌理する。 第7条中「課長」を「部次長及び局長」に改め、同条に次の1項を加える。 2 北海道事務決裁規程第4条の規定に基づく課長の行う専決に関しては、本部においては、副本部長が行う。 第8条に次の1項を加える。 3 副本部長の事務の代決については、副本部長の指定する職員が行う。 附 則 この訓令は、平成18年7月7日から施行する。		告 示		北海道告示第596号 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>図書類の種別</th><th>図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等</th><th>図 書 類 の 名 称</th><th>発行所、制作所、受審会社等</th></tr><tr><td>雑 誌</td><td>09671-07</td><td>スペシャル アヤ</td><td>2006年7月1日発行 宙 出 版</td></tr><tr><td>同</td><td>08513-07</td><td>[月刊] メルフレボンパー</td><td>07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ</td></tr><tr><td>同</td><td>17885-07</td><td>ブブカ 7月号</td><td>2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン</td></tr><tr><td>同</td><td>05463-07</td><td>すっぴん Suppin EVOLUTION</td><td>7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社</td></tr></table>		図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等	雑 誌	09671-07	スペシャル アヤ	2006年7月1日発行 宙 出 版	同	08513-07	[月刊] メルフレボンパー	07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ	同	17885-07	ブブカ 7月号	2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン	同	05463-07	すっぴん Suppin EVOLUTION	7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社
訓 令																													
北海道訓令第16号 本 庁 出 先 機 関 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 北方領土対策本部規程の一部を改正する訓令 北方領土対策本部規程（昭和59年北海道訓令第13号）の一部を次のように改正する。 第4条第4項を次のように改める。 4 副本部長は、本部長を補佐し、上司の命を受け、本部の事務を掌理する。 第7条中「課長」を「部次長及び局長」に改め、同条に次の1項を加える。 2 北海道事務決裁規程第4条の規定に基づく課長の行う専決に関しては、本部においては、副本部長が行う。 第8条に次の1項を加える。 3 副本部長の事務の代決については、副本部長の指定する職員が行う。 附 則 この訓令は、平成18年7月7日から施行する。																													
告 示																													
北海道告示第596号 北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第5条第1項第3号の規定により、次の図書類を有害図書類として指定する。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ <table><tr><th>図書類の種別</th><th>図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等</th><th>図 書 類 の 名 称</th><th>発行所、制作所、受審会社等</th></tr><tr><td>雑 誌</td><td>09671-07</td><td>スペシャル アヤ</td><td>2006年7月1日発行 宙 出 版</td></tr><tr><td>同</td><td>08513-07</td><td>[月刊] メルフレボンパー</td><td>07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ</td></tr><tr><td>同</td><td>17885-07</td><td>ブブカ 7月号</td><td>2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン</td></tr><tr><td>同</td><td>05463-07</td><td>すっぴん Suppin EVOLUTION</td><td>7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社</td></tr></table>		図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等	雑 誌	09671-07	スペシャル アヤ	2006年7月1日発行 宙 出 版	同	08513-07	[月刊] メルフレボンパー	07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ	同	17885-07	ブブカ 7月号	2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン	同	05463-07	すっぴん Suppin EVOLUTION	7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社								
図書類の種別	図書コード等又は日本ビデオ倫理協会審査番号等	図 書 類 の 名 称	発行所、制作所、受審会社等																										
雑 誌	09671-07	スペシャル アヤ	2006年7月1日発行 宙 出 版																										
同	08513-07	[月刊] メルフレボンパー	07 2006年7月1日発行 K K ベストセラーズ																										
同	17885-07	ブブカ 7月号	2006年7月1日発行 株式会社 コアマガジン																										
同	05463-07	すっぴん Suppin EVOLUTION	7月号 2006年7月1日発行 英知出版株式会社																										

雑誌 15529-7 ZuBA!【ズバッ!】 7 2006年7月10日発行 インフォレスト株式会社 同 02801-7 Kissui きっすい Vol.32 2006年7月1日発行 英知出版株式会社 同 04117-07 That's Dan Vol.82 2006年7月5日発行 株式会社 パウハウス	岩見沢市の項中「独立行政法人労働者健康福祉機構岩見沢労災病院 岩見沢市4条東16丁目5番地 平成21. 3.31」を 「独立行政法人労働者健康福祉機構 岩見沢市4条東16丁目5番地 平成21. 3.31 岩見沢労災病院」に改め 岩見沢市立栗沢病院 岩見沢市栗沢町南本町30番地 平成20. 3.31」 る。 苫小牧市の項苫小牧市立総合病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改め、 同項王子総合病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 稚内市の項中「市立稚内病院 稚内市中央4丁目11番6号 平成21. 3.31」を 「市立稚内病院 稚内市中央4丁目11番6号 平成21. 3.31」に改める。 医療法人禎心会稚内禎心会病院 稚内市栄1丁目24番地1号 平成21. 6.30」 芦別市の項市立芦別病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 紋別市の項幸栄病院の事項中「幸栄病院」を「医療法人社団幸栄病院」に改める。 名寄市の項名寄市立総合病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 千歳市の項医療法人社団いずみ会北星病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」 に改める。 石狩市の項中「医療法人社団はまなす医院 石狩市花畔4条1丁目141番地1 平成18. 6.30」を「医療法人はまなすはまなす医院 石狩市花畔4条1丁目141番地1 平成21. 6.30」に改める。 倶知安町の項J A北海道厚生連倶知安厚生病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 栗沢町の項を削る。 下川町の項町立下川病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 遠別町の項遠別町立国保病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 幌延町の項幌延町立病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 枝幸町の項中「枝幸町国民健康保険病院 枝幸郡枝幸町北栄町1474番地1 平成21. 3.31」を 「枝幸町国民健康保険病院 枝幸郡枝幸町北栄町1474番地1 平成21. 3.31」に改め 枝幸町国民健康保険歌登病院 枝幸郡枝幸町歌登南町403番地 平成19. 3.31」 める。 歌登町の項を削る。 利尻町の項の次に次の一事項を加える。 大空町 女満別中央病院 網走郡大空町女満別西4条4丁目1番29号 平成20. 3.31 女満別町の項を削る。 遠軽町の項J A北海道厚生連遠軽厚生病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」 に改める。
北海道告示第597号 救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による次の救急病院及び救急診療所から、同項の申出を撤回する旨の届出があった。 なお、届出のあった救急病院及び救急診療所の所在地及び申出撤回日は、省略し、北海道保健福祉部保健医療局医療政策課に備え置いて縦覧に供する。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 医療法人社団賢仁会今井外科内科病院（札幌市） 医療法人社団倉増整形外科（岩見沢市）	
北海道告示第598号 昭和62年北海道告示第1770号（救急病院及び救急診療所の認定）の一部を次のように改正する。 平成18年7月7日 北海道知事 高 橋 はるみ 札幌市の項国家公務員共済組合連合会斗南病院の事項中「国家公務員共済組合連合会斗南病院」を「KKR札幌医療センター斗南病院」に改め、同項国家公務員共済組合連合会幌南病院の事項中「国家公務員共済組合連合会幌南病院」を「KKR札幌医療センター」に改め、同項医療法人社団禎心会心臓血管センター北海道大野病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 函館市の項社会福祉法人北海道社会事業協会函館病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改め、同項独立行政法人国立病院機構函館病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改め、同項医療法人社団函館脳神経外科病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改め、同項共愛会病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 小樽市の項市立小樽病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 室蘭市の項市立室蘭総合病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。 釧路市の項中「労働福祉事業団釧路労災病院 釧路市中園町13番23号 平成18. 6.30」を「独立行政法人労働者健康福祉機構釧路労災病院 釧路市中園町13番23号 平成21. 6.30」に改め、同項総合病院釧路赤十字病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改め、同項市立釧路総合病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。	

上湧別町の項ＪＡ北海道厚生連上湧別厚生病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。

雄武町の項の次に次の一事項を加える。

洞爺湖町 社会福祉法人 虻田郡洞爺湖町高砂町126番地 平成18.12.31
北海道社会事業協会洞爺病院

医療法人社団洞仁会 虻田郡洞爺湖町洞爺町54番地41 平成18. 9.30
洞爺温泉病院

虻田町の項及び洞爺村の項を削る。

白老町の項白老町立国民健康保険病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。

白老町の項の次に次の一事項を加える。

むかわ町 ＪＡ北海道厚生連 勇払郡むかわ町美幸1丁目86番地 平成20. 3.31
鶴川厚生病院

鶴川町の項を削る。

平取町の項の次に次の一事項を加える。

新ひだか町 医療法人静仁会 日高郡新ひだか町静内こうせい町 平成19. 3.31
静仁会静内病院 1丁目10番27号

静内町の項を削る。

厚岸町の項町立厚岸病院の事項中「平成18. 6.30」を「平成21. 6.30」に改める。

標津町の項中「標津町国民健康保険津別病院 標津郡標津町北1条西5丁目6番1 平成18. 6.30」を「標津町国民健康保険標津病院 標津郡標津町北1条西5丁目6番1 平成21. 6.30」に改める。

北海道告示第599号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員の住所変更の届出があった。

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

鶴川土地改良区

理 事・氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
理 事 滝 本 章	勇払郡鶴川町字宮戸1378番地の1	勇払郡むかわ町宮戸1378番地1
同 明 村 一	字生田242番地の33	生田242番地33
同 新 沼 芳 隆	字田浦1083番地	田浦1083番地
同 池 田 和 男	字米原303番地	米原303番地
同 水 野 俊 範	字二宮329番地	二宮329番地

同 近 藤 晴 夫	同 福住町1丁目26番地の2	同 福住1丁目26番地2
監 事 高 玉 幸 吉	同 字米原1107番地	同 米原1107番地
同 松 浦 富 夫	同 字豊城368番地の2	同 豊城368番地2
追分町土地改良区		
理 事・氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
理 事 大久保五十六	勇払郡追分町旭697番地	勇払郡安平町追分旭697番地
同 長 澤 秀 俊	同 向陽800番地	同 追分向陽800番地
同 中 田 正 敏	同 美園422番地	同 追分美園422番地
同 杉 渕 誠 司	同 豊栄585番地	同 追分豊栄585番地
同 千 田 栄 一	同 弥生657番地	同 追分弥生657番地
監 事 城 寶 敏 克	同 美園453番地	同 追分美園453番地
同 山 本 穰	同 弥生689番地5	同 追分弥生689番地5
早来町土地改良区		
理 事・氏 名	住 所	
	変 更 前	変 更 後
理 事 田 村 興 文	勇払郡早来町字新栄878番地	勇払郡安平町早来新栄878番地
同 高 林 弘	同 字安平570番地の5	同 安平570番地5
同 近 藤 勝 美	同 字安平824番地の4	同 安平824番地4
同 前 田 勇	同 字安平273番地の4	同 安平273番地4
同 寺 島 巧	同 字北進85番地の27	同 早来北進85番地27
同 本 野 吉 仁	同 字緑丘34番地の2	同 早来緑丘34番地2
同 野 口 勝 義	同 字遠浅493番地	同 遠浅493番地
同 辻 信 芳	同 字新栄745番地	同 早来新栄745番地
同 城 畑 行 雄	同 字富岡42番地の9	同 早来富岡42番地9
監 事 田 中 敬 造	同 字緑丘73番地	同 早来緑丘73番地
同 堀 江 謙 一	同 字富岡140番地の9	同 早来富岡140番地9
同 梅 田 鋭 敏	同 字瑞穂604番地の3	同 早来瑞穂604番地3

北海道告示第600号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

地 区 名 事 業 の 種 類 完了年月日

西神楽東部	畑地帯総合整備 [担い手育成型] (農業用排水)	平成17.12. 9	麻 布 農村総合整備 (ほ場整備)	同 16. 5.31
同	同 (農道)	同 17. 8. 1	同 同 (農業用排水)	同 16. 1.20
同	同 (区画整理、暗きょ)	同 17.11.10	南 扇 山 土地改良総合整備 [省力型] (用水施設)	同 17. 6. 7
同	同 (土層改良)	同 17. 5.30		
水 沢	同 (区画整理)	同 17.12.13	北海道告示第601号	
同	同 (暗きょ)	同 15.11.13	森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。	
同	同 (土層改良)	同 16.11.15	平成18年 7月 7日	
育 良	同 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きょ)	同 13.10.30	北海道知事 高 橋 はるみ	
同	同 (土層改良)	同 16.12. 7	1 解除予定保安林の所在場所 天塩郡幌延町字幌延39の1 (次の図に示す部分に限る。)	
美 深 東	同 [担い手支援型] (農業用排水)	同 18. 1.10	2 保安林として指定された目的 干害の防備	
同	同 (区画整理、暗きょ、土層改良)	同 17. 9.20	3 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
旭 中	経営体育成基盤整備 (農業用排水)	同 17. 5.20	(「次の図」は、省略し、その図面を北海道留萌支庁産業振興部林務課及び幌延町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
同	同 (農道、暗きょ)	同 17.12.20		
西 学 田	同 (農業用排水)	同 16.12. 6	北海道告示第602号	
同	同 (暗きょ)	同 17.11.21	農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法 (昭和26年法律第249号) 第29条の規定による通知があった。	
曙	同 (区画整理、農業用排水)	同 17.12.20	平成18年 7月 7日	
同	同 (暗きょ)	同 16. 8. 2	北海道知事 高 橋 はるみ	
つくも西	同 (区画整理)	同 17. 6.30	1(1) 解除予定保安林の所在場所 山越郡長万部町 (国有林。次の図に示す部分に限る。)	
南 士 別	同 (区画整理、農業用排水、暗きょ)	同 17. 9.21	(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備	
川 南	同 (区画整理)	同 17.10.25	(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
同	同 (暗きょ)	同 16.11.30	2(1) 解除予定保安林の所在場所 天塩郡幌延町字幌延39の1 (次の図に示す部分に限る。)	
三笠川西	同 (区画整理)	同 17.11.30	(2) 保安林として指定された目的 水源のかん養	
同	同 (暗きょ、農地保全)	同 17.10.20	(3) 解 除 の 理 由 道路用地とするため	
平 和 2	同 (区画整理、農業用排水)	同 17.12.20	(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)	
同	同 (暗きょ)	同 16.12.10		
神居古潭	同 (農業用排水、暗きょ)	同 18. 2.17	北海道告示第603号	
成 美	水田農業振興緊急整備 (暗きょ、農地保全)	同 17.10.20	森林法 (昭和26年法律第249号) 第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。	
聖 台	基幹水利施設補修	同 18. 3.30		
東 部 第 1	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 18. 2.28		
南 陽 第 2	農地保全整備 (農地保全)	同 17. 8.30		
蝶 ケ 丘	農免農道整備	同 17.11.18		
富 島	ほ場整備 [担い手育成型] (区画整理)	同 17. 5.19		
同	同 (農業用排水、暗きょ)	同 15. 9.10		
共 睦	同 (区画整理)	同 17. 5.23		
同	同 (暗きょ)	同 16.11.30		

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 松前郡福島町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
福島町（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第604号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成18年北海道告示第537号のとおりである。

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 所在が不明な者
爾志郡乙部町字豊浜361の1、361の2所在の森林について所有権を有する
麓 茂
- 爾志郡乙部町字三ツ谷85所在の森林について所有権を有する 宮 本 喜 良
- (2) 掲 示 場 所
乙部町役場
- 2(1) 所在が不明な者
- 久遠郡せたな町北檜山区太櫓56所在の森林について所有権を有する 太 田 宗治郎
- 久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 山 崎 國 利
- 久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 山 崎 光 利
- 久遠郡せたな町瀬棚区島歌292所在の森林について所有権を有する 岡 本 利 美

久遠郡せたな町北檜山区東丹羽186所在の森林について所有権を有する

北 山 久 子

久遠郡せたな町瀬棚区島歌383所在の森林について所有権を有する 新 保 泰 彦

- (2) 掲 示 場 所
- せたな町役場

北海道告示第605号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業停止の処分をした。

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 処分をした年月日 平成18年6月27日
- 2 処分を受けた者
- (1) 商号及び代表者の氏名 錦昌建設株式会社 長井 靖
- (2) 主たる営業所の所在地 札幌市東区北28条東16丁目4番17号
- (3) 建設業の許可の番号 特－16石第2530号
- 3 処 分 の 内 容
- (1) 営 業 停 止 の 範 囲 業種、地域、公共工事、民間工事の範囲を限定せず、営業の全部の停止
- (2) 営 業 停 止 の 期 間 平成18年7月10日から14日までの5日間
- 4 処分の原因となった事実
- 上記の者が建設業法第28条第1項第2号に該当した。

北海道告示第606号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

平成18年7月7日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 2 売りさばき人の項恋うようアプリケーションマネジメント株式会社の事項の次に次の1事項を加える。
- 登別市母子寡婦の会 平成18. 6. 29 母子会売店

支 庁 告 示

北海道釧路支庁告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達とは、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成18年7月7日 北海道釧路支庁長 伊 藤 芳 和 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称及び数量 ア 凍結防止剤散布車 1台 交換契約により凍結防止剤散布機1台（2.0m³ 車載式）を契約の相手方に供し、凍結防止剤散布車1台（湿式2.5m³級 路面整正装置付）を当該契約の相手方から調達する。 イ 除雪トラック 1台 交換契約により除雪グレーダ1台（4.0m級 1W付）を契約の相手方に供し、除雪トラック1台（10t級、6×6、S・G・1W付）を当該契約の相手方から調達する。 ア及びイについては、それぞれの入札とする。 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。 (3) 納入期日 平成18年11月30日 (4) 納入場所 ア 北海道釧路土木現業所事業部事業課 イ 北海道釧路土木現業所弟子屈出張所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成18年7月7日（金）から25日（火）まで	イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入札場所 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所3階大会議室 （送付による場合は、郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課） (2) 入札日時 平成17年8月3日（木）午後2時（送付の場合は3日午前中に必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量100gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、(1)あてに申し込むこと。 また、電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を(1)あてに電話等で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。 9 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道釧路土木現業所企画総務部総務課 (2) 所在地 郵便番号 085-0006 釧路市双葉町6番10号 電話番号 0154-23-6114（管財係直通） 10 Summary
---	---

- A. Nature and quantity of the products to be purchased :
a. truck Mounted Spreader (Wet spreading type, Hopper capacity : 2.5 cubic meters, snow scraper blade) Quantity 1
b. Snow removing truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow) Quantity 1
B. Bid tendering date and time : 2:00 P.M., August 3, 2006
C. Contact : General Affairs Division, Planning and General Affairs Department, Kusiro District Public Works Management Office, 10-gou, 6-ban, Futabachou, Kusiro, Hokkaido, 085-0006 Japan.
Phone : 0154-23-6114

道 警 察 本 部 告 示**北海道警察本部告示第105号**

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成18年7月7日

北海道警察本部長 樋口 建史

1 入札に付する事項**(1) 調達をする物品の名称及び数量**

警察官（男性）用冬服上衣 1,453着
警察官（男性）用冬服ズボン 3,036本
警察官（男性）用冬帽子 1,107個
警察官（男性）用冬活動帽 814個

(2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書による。**(3) 納入期日** 平成18年11月17日**(4) 納入場所** 契約担当者等が指定する場所**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成17年北海道告示第9号又は平成18年北海道告示第23号に規定する物品の購入の資格を有すること。
(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
(3) 日本国内において、契約担当者等の求めにより北海道警察の職員の立会いの下に、検査に応じられること。

- (4) 当該調達物品の製造に必要な生地の手配を受けられること。
(5) 当該調達物品を製造する工場を確保できること。

3 条件付一般競争入札参加資格審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成18年7月7日から8月8日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
(送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部会計課)

(2) 入札日時 平成18年8月18日 午前9時30分（送付による場合は、平成18年8月17日までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量50gに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、3の(1)のウに申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.jp/>）からダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2236

10 Summary

A. The nature and quantity of products to be procured :

- a. Male police officer's winter clothes jackets, 1,453 pieces
b. Male police officer's winter trousers, 3,036 pieces
c. Male police officer's winter hats, 1,107 pieces
d. Male police officer's winter hats, for activity 814 pieces

B. Bid tendering time and date : 9:30 A. M., August 18, 2006

(In case of mail, the necessary documents must be reached by August 17)

C. For further information, please contact : Finance Division, General Affairs

Department, Hokkaido Prefectural Police Headquarters, Nishi 7-chome, Kita 2-jo,

Chuo-Ku, Sapporo, Hokkaido, 060-8520 Japan.

Phone : 011-251-0110 Extension 2236

